

平成 2 1 年

第 1 回市議会定例会 議案第 4 8 号

函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築
基準法の制限の緩和に関する条例の一部改正について

函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制
限の緩和に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 2 月 2 7 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築
基準法の制限の緩和に関する条例の一部を改正する条例

函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制
限の緩和に関する条例（平成 5 年函館市条例第 2 5 号）の一部を次のよ
うに改正する。

別表第 6 および別表第 7 中

50 , 51	主 屋	函館市元町31番地37	を
52	主 屋	函館市元町31番地40	

「

50	主 屋	函館市元町31番地37	に
----	-----	-------------	---

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

建築物の除却等に伴う函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画の変更に伴い、規定を整備するため